審　査　基　準

平成17年6月1日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第51条の13第1項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の交付
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手続等に関する規則第11条（駐車監視員資格者証の交付の申請）
審　査　基　準： 道路交通法第51条の13第1項第1号のいずれかに該当し、かつ、同項第2号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。 道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げるものをいう。 （注2）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間：30日
申　　請　　先：申請書は、交通部交通指導課に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　駐車対策係（電話025-285-0110内線5051～3）
備　　考：